

第53回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和元年11月27日（火）10時00分～12時00分

場 所 生駒市役所 401、402会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕下村敏博、吉川正史、中村幹雄、藤澤清二、岡島保弘、松岡克己、森脇誠司

〔実施機関〕市民課長：藤本清夫、同課係長：中谷奈都、住宅政策室長：井上博司、
同室主事：日和岳、いこまの魅力創造課主幹：森康通、健康課課長補佐：川島光、
同課主幹：木下麻利子、同課主事：村上愛実、農業委員会事務局主幹：吉岡浩、
消費生活センター所長：中川裕貴

〔事 務 局〕総務部長：杉浦弘和、総務課長：西田幸彦、同課課長補佐：飯島武暢、
同課課長補佐：小北敦志、同課主幹：立田久美子、同課主任：塚美代子

【議 題】

- 1 【諮問案件1】マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（市民課）
【諮問案件2】空き家情報のクラウドサービスを利用した情報の共有に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（住宅政策室）
【諮問案件3】IKOMA卒煙サポートのクラウド化方式の導入に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（健康課）
【諮問案件4】北倭土地改良区への農地台帳情報の外部提供について（農業委員会事務局）
- 2 【報告案件】消費生活相談情報の全国消費生活情報ネットワークにおけるデータセンターへの保存について（消費生活センター）
- 3 その他

【審 議 事 項】

- 1 【諮問案件1】マイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（市民課）

〔結論〕

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

〔審議経過〕

実施機関である市民課より、マイナンバーカードオンライン申請補助端末を導入するに

あたり、民間のデータセンターと通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ マイナンバーカード交付円滑化計画によると、今後マイナンバーカード交付申請が大幅に増えることが予想されることから、申請に係る時間の短縮や職員の事務処理負担の軽減を図るため、市民課の窓口及び庁外での出張申請受付窓口においてマイナンバーカードオンライン申請補助端末「マイナアシスト」の導入を予定している。
- ・ マイナンバー通知カードのQRコードの読み取りから顔写真の撮影、オンライン申請までを「マイナアシスト」のみで処理することができ、申請処理時間が今までの3分の1となる。
- ・ 「マイナアシスト」で入力されたデータは暗号化されてインターネット回線を利用してデータセンターへ送信され、送信後は端末からデータが削除される仕組みである。データセンターは最新のセキュリティ対策が講じられ、そこに保管されたデータも暗号化され、J-LIS への申請データの送信は専用回線を利用する。
- ・ 取り扱う個人情報は、申請書 ID 及び顔写真等の情報であり、運用開始は令和2年2月を予定している。

○ 質疑

Q このシステムを採用するに至ったのはどんな理由からですか。

A マイナポータル端末によるオンライン申請は、個別メールアドレスの設定やデータの入力等の手順が煩雑で申請に時間がかかるため、セキュリティ事案や不具合が発生することなく東京都杉並区で安定稼働し、街中の証明写真BOXでマイナンバーカードの申請が行える実績のあるスキームを利用した「マイナアシスト」の導入を検討しました。

【諮問案件2】空き家情報のクラウドサービスを利用した情報の共有に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（住宅政策室）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である住宅政策室より、いこま空き家流通促進プラットフォームが取り扱う空き家情報をクラウドサービスを利用して情報共有するにあたり、民間のデータセンターと通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 「いこま空き家流通促進プラットフォーム」は、空き家の流通を促進するために7業種の不動産流通に係わる専門家が連携協定を締結して設立したものであり、民間の不動産流通に馴染みにくい空き家に対しての支援策を検討・実施している。
- ・ 現在、電子メールを利用して所有者等から同意を得た空き家情報等を市がプラットフォームに提供し、支援状況について情報共有しているが、事務量の増大や情報共有に係る時間的な格差が課題となってきたため、リアルタイムで情報共有できるクラウドサービスの利用を予定している。
- ・ 選定にあたっては、データの暗号化やアクセス制御等のセキュリティ対策を規定している仕様書（案）をベースに実運用の中で効果を検証し、目的に合致するシステムを選定していく予定である。
- ・ 取り扱う個人情報は、所有者及び利用者の氏名、住所、意向、電話番号、空き家の建物に関する情報である。

【諮問案件3】 I K O M A 卒煙サポートのクラウド化方式の導入に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（健康課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である健康課より、「禁煙サポートプログラム」というクラウドサービスの導入にあたり、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ ふるさと納税応援寄付「たばこの煙から解放受動喫煙防止コース」の寄付金を活用して、健康課保健師等の支援スタッフのサポートのもと、約3ヶ月で卒煙（禁煙）を目指す I K O M A 卒煙サポート事業の実施に伴い、利用者が都合のつく時間でサポートを受けることが可能で、支援スタッフもメールの自動送信等で事務の省力化が図れる「禁煙サポートプログラム」を導入した。
- ・ 取り扱う個人情報は、卒煙希望者の氏名、生年月日、メールアドレス、体重、支援サービス、日々の喫煙状況や離脱状況、問診等の情報である。
- ・ データセンターのサーバには24時間監視やログ解析、アクセス制限等十分なセキュリティ対策が施され、データセンターについても、入隊室管理や災害対策等の対策が講じられている。

○ 質疑

Q 生駒市としてこの取り組みの意義はどのようなものですか。

A たばこの受動喫煙防止対策として、行政機関や学校の敷地内禁煙の推進や路上喫煙防止条例の制定等を行っていますが、喫煙を制限するだけでなく、禁煙したい人へのサポートといった方向からも事業を進めていこうと考えています。

Q クラウドサービスを利用する本人の同意をどのように確認されていますか。

A 電子申請や窓口で申し込んだ人へは画面や申請書に記載しておりますが、電話で申し込んだ人へは口頭で同意を確認しています。

○ 附帯意見

クラウドサービスを利用することを周知したうえで、本人の同意を文書で確認するようにしてください。

【諮問案件4】北倭土地改良区への農地台帳情報の外部提供について（農業委員会事務局）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である農業委員会事務局より、北倭土地改良区への農地台帳情報データの外部提供についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 北倭土地改良区とは、土地改良法に基づき土地改良事業を行政に代わって実施する知事の認可により設立される農業者組織であり、従前より、土地改良法第118条に基づき、農業委員会から同改良区に対して区域内の農地の情報を紙媒体により提供してきたが、同改良区もデータで台帳管理を行うようになってきたことから、データによる情報提供を求められるようになった。
- ・ 土地改良法第118条第6項では「その事業に関し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる」と規定されているが、紙での情報提供に限定するものではなく、同法の制定時にはデータでの提供が想定されていなかっただけであり、その立法趣旨からもデータでの提供も含んでいると解釈することが妥当であるため、条例第9条第6号の規定により外部提供する。
- ・ 取り扱う個人情報、氏名、住所、年齢及び耕作地の地番、地積、地目の情報である。

○ 質疑

Q その区域内すべての方が対象となるのですか。

A 区域内に農地を所有している人と農地を借りたり使用して耕作している人が対象となり、農地ではない土地を所有したりそこに住んでいるだけの人は対象ではありません。

2 【報告案件】消費生活相談情報の全国消費生活情報ネットワークにおけるデータセンターへの保存について（消費生活センター）

生駒市消費生活センターに相談が寄せられた情報について、平成14年2月から独立行政法人国民生活センターが運営・管理する全国消費生活情報ネットワーク（P I O-N E T）の専用端末から個人情報を除く相談情報をデータセンターへ入力しているが、令和3年3月から次期P I O-N E Tの運用開始が予定されており、個人情報保護の観点から全国的に個人情報についてもデータセンターでの保存が進められていることから、より一層安全な運用を図るため、個人情報を含めてデータセンターへ保存する旨の報告があった。内容としては、電子計算機の外部結合に該当するが、平成19年に当審議会の審議を経た包括的諮問事項の類型2に該当するため、報告案件とし説明を受けた。

3 閉会